

意見書案第 10 号

品目横断的経営安定対策について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 19 年 12 月 14 日提出

議会運営委員会

委員長 鎌 田 誠

品目横断的経営安定対策に関する意見書

本年4月から始まった品目横断的経営安定対策は、WTOにおける国際規律の強化などに対応して、食料・農業・農村基本法に基づき、対象者の担い手に施策を集中・重点化を図り、担い手の経営安定などを目的として導入された。

しかしながら今回の対策は、これまでの規模と効率を優先した経済合理主義の農政を改めず、市場原理の徹底で小規模農家を切り捨て、一層の構造改革を促進する内容になっている。

特に、生産条件不利補正対策は、さまざまな制度の矛盾が露呈している。

このままでは、ますます担い手の生産意欲が減退し、経営悪化による離農、過疎化など農村の疲弊をより進化させ、農業の持続性、農村の存続基盤を根底から揺るがすことになる。

については、食料自給率の向上や農業・農村の持続的発展に向け、品目横断的経営安定対策の抜本的改善を図るよう、次の事項について強く求める。

記

1 生産条件不利補正対策について

(1) 生産条件不利補正対策における「過去の生産実績に基づく支払い（面積単価）」については、各作物の再生産可能な水準まで引き上げること。

また、「毎年の生産量・品質に基づく支払い（数量単価）」については、自給率向上や品質・生産性の向上など生産者努力が報われるよう別途予算で措置すること。

① 市町村段階における面積単価並びに面積換算の算定に用いる反収については、生産実態に即した統計資料を用いるなど算定要素の統一性を図ること。

特に、近年の生産性向上が顕著な小麦については、生産実態と大きく乖離しているため、19年産から改善するよう早急に見直すこと。

(2) 19年産は交付金単価決定時から比較して、肥料・農薬、燃料など価格高騰による生産コストが上昇している環境から、別途の補てん対策を講ずること。

2 収入下落影響緩和対策について

(1) 収入下落影響緩和対策について、価格暴落により補てん基準価格が再生産困難な水準まで低下する場合は想定されるため、対象作物の標準的な生産コストを賄える補てん基準価格を下限として設定すること。

また、積立金を超える価格下落に対しては、国が新たな仕組みづくりをするよう求める。

(2) 制度加入に当たっては、個別作物ごとの加入を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣

農林水産大臣

財務大臣